令和 3 年 第 9 回

色麻町農業委員会総会議事録

色麻町農業委員会議事録

令和3年9月27日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

• 招集委員

議席	担	当	氏		名			
1	農	政		髙	橋	たえ	之子	
2	農	地		欠		席		
3	農	地		鎌	田	_	宣	
4	農	政		早	坂	勝	_	
5	農	政		渡	邊	義	彦	
6	農	政		齋	條	仁	美	
7	農	地		菅	原	敏	臣	
8	農	地		冏	部	きし	く子	
9	農	地		大	泉	貞	行	
1 0	農	政		早	坂	成	弘	
1 1	農	政		畑	中	長	悦	
1 2				堀	籠	勝	惠	

- ·出席委員 11名 ·欠席委員 1名
- ·会議録書記 遠 藤 由 美 · 事務局長 髙 橋 康 起

議決事項 第21号議案 農地法第3条の規定による許可決定について 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意思決定について 第23号議案 農用地利用集積計画(案)の意見決定について 議長|皆様、大変ご苦労様です。

定刻でございますので、只今から始めたいと思います。

本日の出席委員は11名、欠席1名でございます。

定足数に達しておりますので、第9回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議 事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、9番 大 泉 貞 行 委員、10番 早 坂 成 弘 委員を指名い たします。

議 長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。

· · · 省略 · · ·

議 長 それでは議事に入ります。

第21号議案農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第21号議案、農地法第3条の規定による許可決定について。

上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議 長 お諮りいたします。

番号8番から番号13番につきましては、太陽光発電施設の下で営農を行う、いわゆる、営農型太陽光発電施設を設置することを前提とした案件であります。賃貸人が同一であり、かつ、申請地につきましても同一地番における賃借権の設定及び区分地上権の設定であり、関連がありますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 ご意義なしと認めます。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号8番、賃貸人 ○○ さん、賃借人 ○○ さん、申請地 高城字新八幡

番号 9 番、賃貸人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、賃借人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、申請地 高城字新八幡 \bigcirc \bigcirc 外 1 筆、地目 田、地積 1,5 2 9 ㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号10番、賃貸人 \bigcirc 0 さん、賃借人 \bigcirc 0 さん、申請地高城字新谷地 \bigcirc 0 外2筆、地目田、地積20 が、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号1 1番、賃貸人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、賃借人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、申請地 高城字新稲荷 \bigcirc \bigcirc 、地目 田、地積 1, 0 1 6 m 、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号12番、賃貸人 \bigcirc 0 \bigcirc 2ん、賃借人 \bigcirc 0 \bigcirc 2ん、申請地高城字新伊勢堂 \bigcirc 0 \bigcirc 0、地目 田、地積924 ㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号13番、賃貸人 \bigcirc 0 さん、賃借人 \bigcirc 0 さん、申請地高城字新岡 \bigcirc 0、地目田、地積1,006㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

申請内容は、〇〇さんの自作地である当該農地、合わせて 6, 9 7 2 ㎡に〇〇 さんが営農型太陽光発電施設を設置することを目的として、区分地上権を設定するものでございます。

また、6,972㎡から営農型太陽光発電施設の支柱部分等にあたる30.9 8㎡を除く6,941.02㎡につきましては賃借権を設定し、○○さんが耕作を行うもので、栽培予定作物はさつまいもで、畑として使用するものであります。

営農を行う \bigcirc ○さんは、自作地12, 731 ㎡、借入地15, 472. 97 ㎡ を所有し、さつまいも、キクラゲ等を作付けしております。

宮城県内での営農計画といたしましては、東松島市に農機具置場を設置、大崎市内に社宅としてアパートを借り、営農活動を行っていく予定としております。

営農型太陽光発電施設の設置にあたっては、農振農用地区域及び第1種農地でも許可が可能ですが、下部の作物が通常の状態と比較して8割以上の収穫となることや、周辺農地の営農に支障がないかなどを審査する必要があります。尚、本件におけるさつまいもの単収見込みは1,440kgで、当該事業者には、周辺農地の耕作者に説明を行ったうえで、同意書を取っていただいております。

次に太陽光発電施設の設置者であります〇〇さんですが、大崎市古川に本店を置き、米穀販売及び小売業、ショッピングセンターの経営などをはじめ、太陽光発電を含む発電システムの企画、立案及び販売工事、更にエネルギー事業の運営、

保守、点検、管理事業等も行っている事業者であります。今回、区分地上権の設定は、ソーラーシェアリングによる太陽光発電施設の設置を目的とするものであります。

議長

内容の説明が終わりました。

議長

現地確認の報告を 10番 早 坂 成 弘 委員よりお願いします。

早坂(成) 委員 それでは、番号8番から番号13番について、現地確認の報告をいたします。 去る、9月10日、担当委員 渡 邊 義 彦 委員、菅 原 敏 臣 委員、それに 私と、堀籠会長、遠藤次長の5名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりと本日9時30分から行われた説明会のとおりであります。

確認事項は、申請農地の利用状況及び管理状況でありますが、全ての申請農地において耕作はされておらず、自己保全の状況でありました。また、高城字新岡〇一〇においては近くに電柱が無いことから電力によって新たに設置されるものと思われます。

農家相談日に〇〇さんも同席され、営農計画に基づき、周辺農地の作付けに対して日陰による支障をきたさないよう十分な間隔をとること、事故防止及び有害鳥獣等の対策としてフェンスを設置すること、除草作業等においても機械を搬入し行うことやシルバー人材センターの利用も考えていることなどの説明を受けました。

計画どおりに実施されれば問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。

採決に入ります。番号8番 賃借権の設定についてご発言いただきます。

早坂(勝)委員

全部に係わることであるが、農地法第3条の8番で総額〇〇円、9番から13番で無償、そして農地法第5条で賃借料が発生しているようだが、この辺の説明をお願いします。

事務局長

実際の所、賃借権の設定としての契約書の金額は年額〇〇円。転用に関する部分が、第22号議案に関係するところであり、それぞれの施設の概要の欄に記載している金額が契約の金額になります。

区分地上権と転用の部分は、合わせて契約が結ばれている状況でありまして、

区分地上権に関しましては、無償という記載にしておりますが転用の方に含んでいるという考えであることを申請者から伺っております。

つまり、8番に関しましては、契約者が〇〇さんと〇〇さんであり、単体での契約が結ばれておりまして、他の部分に関しましては、〇〇さんと〇〇さんとの 契約で、契約書自体は1つでありますが、議案番号ごとに分けられた5箇所、それぞれの契約金額が設定されておりますことから農地法第5条の議案の方に金額を記載していて、区分地上権については記載上は無償としておりますが、契約書上はその金額に含まれているといった扱いになります。

鎌田委員 ○○さんは、年間総額で○○円をこの面積に対して貰うということなんだね。

事務局長 はい。8番の農地法第3条の部分で〇〇円、第5条の部分で5箇所を足した金額、合わせて〇〇円が賃貸人に入る金額になります。

議長 8番について、そのほかありませんか。

議

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号8番は可と決しました。

長 続きまして、番号9番 区分地上権の設定についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号9番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号10番 区分地上権の設定についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議 長 | 全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号11番 区分地上権の設定についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号11番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号12番 区分地上権の設定についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号12番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号13番 区分地上権の設定についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号13番は可と決しました。

以上で、第21号議案、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 第22号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意思決定についてを議題と致します。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意 見を付して進達するため審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議 長 お諮りいたします。

番号6番から番号10番につきましては、議案第21号で審議した営農型太陽 光発電施設に関する一時転用で、賃貸人及び賃借人が同一であり、関連がありま すので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義 ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご意義なしと認めます。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 6 番、賃貸人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、賃借人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、申請地 高城字新八幡 \bigcirc \bigcirc 外 1 筆、地目 田、地積 1,5 2 9 ㎡の内 7.7 2 ㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号7番、賃貸人 \bigcirc \bigcirc さん、賃借人 \bigcirc さん、申請地 高城字新谷地 \bigcirc \bigcirc 外2筆、地目 田、地積 2, 497㎡の内7.63㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号8番、賃貸人 \bigcirc \bigcirc さん、賃借人 \bigcirc \bigcirc さん、申請地 高城字新稲荷 \bigcirc \bigcirc 、地目 田、地積 1,016㎡の内5.26㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

番号 9 番、賃貸人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、賃借人 $\bigcirc\bigcirc$ さん、申請地 高城字新伊勢堂 \bigcirc \bigcirc 、地目 田、地積 9 2 4 m^2 の内 5. 1 1 m^2 、設定事由につきましては記載の とおりでございます。

番号10番、賃貸人 \bigcirc 0 さん、賃借人 \bigcirc 0 さん、申請地高城字新岡 \bigcirc 0、地目田、地積1,006㎡の内5.26㎡、設定事由につきましては記載のとおりでございます。

申請内容は、〇〇さんの自作地である当該農地、合わせて6,972㎡に〇〇さんが営農型太陽光発電施設を設置する際、支柱及び周辺を囲うフェンスの支柱部分等に当たる合わせて30.98㎡を一時転用するものであります。審議資料として、位置図、公図、配置図、発電関係書類の写し等を配布しておりますのでご参照願います。

議長

内容の説明が終わりました。

議長

現地調査の報告を10番 早 坂 成 弘 委員よりお願いします。

早坂(成)委員

それでは、番号6番から番号10番について、現地確認の報告をいたします。 農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、議案第21号、番号8番から13番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項といたしましては、農振農用地区域については、区域内ではございますが、営農型太陽光発電施設の設置については、下部の作物が通常の状態と比較して8割以上の収穫となることなどの条件はありますが、認められていることな

のでやむを得ないものと判断いたしました。

無断転用なし。

土地改良区との関係につきましては、区域内でありますが「申請地周辺 は農地であるので、周辺農地に支障を及ぼさないよう適切な管理を行うこと。」 などの条件が付され承諾いただいております。

また、隣地との境界につきましては、隣地耕作者に説明し同意書をとっていただいております。

用排水なし。

被害防除については、事故防止及び有害鳥獣等の対策としてフェンスを設置することとしております。

指導事項につきましては、隣接地への被害対策及び被害発生時の迅速な対応の 厳守について、指導してまいりました。

私たちはやむを得ないものと判断いたしましたので、委員各位のご審議をよろ しくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。

採決に入ります。番号6番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

- 議 長 全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。
- 議 長 続きまして、番号7番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、番号7番は可と決しました。
- 議 長 続きまして、番号8番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号8番は可と決しました。

議長

続きまして、番号9番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号9番は可と決しました。

議長

続きまして、番号10番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

議長

番号11番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号11番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竃字穴堰○一○、地目 田、地積 281㎡、申請内容につきましては、住宅建築のための宅地転用でございます。

転用目的については、○○さんは現在○○町の賃貸住宅に居住しておりますが、 通勤や家族の面倒、農作業の手伝い等を考慮し、家族の近くで安心して住める環 境を求め、祖父が所有する農地の贈与を受け、宅地転用するものであります。審 議資料として位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長

内容の説明が終わりました。

現地調査の報告を5番 渡 邊 義 彦 委員よりお願いします。

渡邊委員

それでは、番号11番について、現地確認の報告をいたします。

農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

去る、9月10日、担当委員 菅 原 敏 臣 委員、早 坂 成 弘 委員、それに 私と、堀籠会長、遠藤次長の5名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項といたしましては、第1種農地でありますが農用地区域外であります。 無断転用なし。

土地改良区との関係なし。

用排水・被害防除についても問題ありませんでした。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお 願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号11番については、可と決しました。

議 長 第23号議案、農用地利用集積計画(案)の意見決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第23号議案 農用地利用集積計画(案)の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号49番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号49番、権利の種類 売買、移転をする者 〇〇 さん、移転を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺 田 守 彦 さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇一〇 外6筆、地目 田、地積 16,261㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から当該農地を売買すること に際しまして、みやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

議

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号49番は可と決しました。

議 長 お諮りいたします。

番号50番と番号51番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議 長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議 長 番号50番、番号51番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号50番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇 さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺 田 守 ざん、設定をする土地の所在 高城字福田西〇一〇 外1筆、地目 田、地積 2,162㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号51番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 〇〇 さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号50番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、番号50番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号51番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号51番は可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第9回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻:午前10時25分

閉会時刻:午前11時 5分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年9月27日

議長(会長) 堀 籠 勝 惠 印

署名委員 大泉貞行 ⑩

署名委員 早坂成弘 ⑩